

令和 8 年 7 月 2 2 日
教育委員会事務局
総務課 秘書人事係
電話:027-226-4521 内線:4523
生涯学習課 社会教育係
電話:027-226-4666 内線:4666

事務委任の解除について

1 趣 旨

令和 6 年 4 月 1 日付け組織改正による知事部局生活こども部の体制強化に伴い、教育委員会が所管する学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金に関する一部業務について、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、知事部局へ事務委任を行っている。

今回、事業主体である市町村教育委員会との円滑な業務執行を図る観点から、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、知事部局から事務委任の解除に関する依頼があった。これを受け、当該事務の事務委任を解除するものとする。

2 解除日

令和 9 年 3 月 3 1 日